あわぎん利息分割受取型定期預金規定

あわぎん利息分割受取型定期預金規定は、定期預金共通規定の定めるところに加え、次の規定により取扱います。

あわぎん利息分割受取型定期預金(以下「この預金」といいます。)は、自由金利型定期預金規定(M型を含みます。)または自動継続自由金利型定期預金 (M型を含みます。) の各条項のほか、当該預金規定に規定する第2条または第3条(利息)を下記のとおり読み替えて取扱います。

- 1. この預金の預入日から満期日の前日までの利息(以下「期間利息」といいます。)は、あらかじめ指定された期間ごとに分割して、通帳(証書)記載の利率(以下「約定利率」といいます。)による利息を期間利息の一部として指定された預金口座に入金します。満期日以後にこれらの利息を差引いた期間利息の残額をこの預金とともに支払います。なお、利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに提出してください。
- 2. 利息の支払い間隔は1か月、2か月、3か月または6か月ごととし、それぞれの期間の預入日の応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を期間利息の一部として指定口座に入金します。満期日以後に、それらの利息を差引いた期間利息の残額をこの預金とともに支払います。
- 3. この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- 4. 自動継続の継続を停止した場合のこの預金の利息(支払済の期間利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- 5. 当行がやむを得ないと認めてこの預金を満期前に解約する場合、および共通規定第3条第5項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)および次の預入期間に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。なお、期間利息が支払われている場合には、その支払額(利息の支払日が複数あるときはその合計額)と期限前解約利息との差額を解約元利金から差し引いたうえ支払います。
- (1) 自由金利型定期預金 (M型) の場合

次により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。6か月以上の預入期間にあってはaはよびb)のいずれか低い利率を適用します。

- ① 預入日の1年後、2年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - a.6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - b. 6 か月以上1年未満 (a)約定利率×50%

(b)預入日における「預入期間6か月の店頭表示利率」×90%

c. 1年以上2年未満 (a)約定利率×70%

(b)預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×90%

- ② 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - a. 6 か月未満 解約日における普通預金の利率

b.6か月以上1年未満 (a)約定利率×40%

(b)預入日における「預入期間6か月の店頭表示利率」×90%

c. 1年以上1年6か月未満 (a)約定利率×50%

(b)預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×90%

d. 1年6か月以上2年未満(a)約定利率×60%

(b)預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×90%

e. 2年以上2年6か月未満 (a)約定利率×70%

(b)預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×90%

f. 2年6か月以上3年未満 (a)約定利率×90%

(b)預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×90%

- ③ 預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - a.6か月未満 解約日における普通預金の利率

b. 6か月以上1年未満 (a)約定利率×40%

(b)預入日における「預入期間6か月の店頭表示利率」×90%

c. 1年以上1年6か月未満 (a)約定利率×50%

(b)預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×90%

d. 1年6か月以上2年未満(a)約定利率×60%

(b)預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×90%

e. 2年以上2年6か月未満(a)約定利率×70%

(b)預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×90%

f. 2年6か月以上3年未満 (a)約定利率×80%

(b)預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×90%

g. 3年以上4年未満 (a)約定利率×90%

(b) 預入日における「預入期間 3 年の店頭表示利率」 $\times 90\%$

④ 預入目の5年後の応当日および6年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a. 6 か月未満 解約日における普通預金の利率

b. 6 か月以上1年未満 (a)約定利率×30%

(b)預入日における「預入期間6か月の店頭表示利率」×90%

c. 1年以上1年6か月未満 (a)約定利率×40%

(b)預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×90%

d. 1年6か月以上2年未満 (a)約定利率×50%

(b)預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×90%

e. 2年以上2年6か月未満 (a)約定利率×60%

(b)預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×90%

f. 2年6か月以上3年未満 (a)約定利率×70%

(b)預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×90%

g. 3年以上4年未満 (a)約定利率×80%

(b)預入日における「預入期間3年の店頭表示利率」×90% h. 4年以上5年未満 (a)約定利率×90% (b)預入日における「預入期間4年の店頭表示利率」×90% i.5年以上6年未満 (a)約定利率×90% (b)預入日における「預入期間5年の店頭表示利率」×90% ⑤ 預入日の7年後の応当日、8年後の応当日および9年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 a.6か月未満 解約日における普通預金の利率 b. 6か月以上1年未満 (a)約定利率×20% (b)預入日における「預入期間6か月の店頭表示利率」×90% c. 1年以上1年6か月未満 (a)約定利率×20% (b)預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×90% d. 1年6か月以上2年未満 (a)約定利率×30% (b)預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×90% e. 2年以上2年6か月未満 (a)約定利率×40% (b)預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×90% f. 2年6か月以上3年未満 (a)約定利率×50% (b)預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×90% g. 3年以上4年未満 (a)約定利率×60% (b)預入日における「預入期間3年の店頭表示利率」×90% h. 4年以上5年未満 (a)約定利率×70% (b)預入日における「預入期間4年の店頭表示利率」×90% i.5年以上6年未満 (a)約定利率×80% (b)預入日における「預入期間5年の店頭表示利率」×90% j.6年以上7年未満 (a)約定利率×90% (b)預入日における「預入期間6年の店頭表示利率」×90% k. 7年以上8年未満 (a)約定利率×90% (b)預入日における「預入期間7年の店頭表示利率」×90% 1.8年以上9年未満 (a)約定利率×90% (b)預入日における「預入期間8年の店頭表示利率」×90% ⑥ 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 a.6か月未満 解約日における普通預金の利率 b. 6か月以上1年未満 (a)約定利率×10%

(b)預入日における「預入期間6か月の店頭表示利率」×90%

c. 1年以上1年6か月未満 (a)約定利率×10%

(b)預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×90%

d. 1年6か月以上2年未満 (a)約定利率×20%

(b)預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×90%

e. 2年以上2年6か月未満 (a)約定利率×20%

(b)預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×90%

f. 2年6か月以上3年未満 (a)約定利率×30%

(b)預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×90%

g. 3年以上4年未満 (a)約定利率×40%

(b)預入日における「預入期間3年の店頭表示利率」×90%

h. 4年以上5年未満 (a)約定利率×50%

(b)預入日における「預入期間4年の店頭表示利率」×90%

i.5年以上6年未満 (a)約定利率×60%

(b)預入日における「預入期間5年の店頭表示利率」×90%

j.6年以上7年未満 (a)約定利率×70%

(b)預入日における「預入期間6年の店頭表示利率」×90%

(a)約定利率×70% k. 7年以上8年未満

(b)預入日における「預入期間7年の店頭表示利率」×90%

1.8年以上9年未満 (a)約定利率×80%

(b)預入日における「預入期間8年の店頭表示利率」×90%

m. 9年以上10年未満 (a)約定利率×90%

(b)預入日における「預入期間9年の店頭表示利率」×90%

(2) 自由金利型定期預金の場合

次により計算したAおよびBのうち、いずれか低い利率。

ただし、小数点第4位以下は切捨てとし、預入日の普通預金の利率を下回らないものとします。

(基準金利-約定利率) × (約定日数-預入日数)

A 約定利率-

預入日数

なお、基準金利とは、解約日にこの預金の元金を通帳(証書)記載の満期日(継続した時はその満期日)まで新たに預入するとした場合、その預入の 際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

B① 預入日の1年後、2年後の応当日満期日としたこの預金の場合

a.6か月未満 解約日における普通預金の利率

b.6か月以上1年未満 約定利率×50% c. 1年以上2年未満 約定利率×70%

② 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a.6か月未満 解約日における普通預金の利率

b. 6か月以上1年未満 約定利率×40%

c. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%

d. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%

- e. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- f. 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%
- ③ 預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - a.6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - b.6か月以上1年未満 約定利率×40%
 - c.1年以上1年6か月未満 約定利率 $\times 50\%$
 - d. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
 - e. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
 - f. 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%
 - g. 3年以上4年未満 約定利率×90%
- ④ 預入日の5年後、6年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - a.6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - b. 6か月以上1年未満 約定利率×30%
 - c. 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%
 - d. 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%
 - e. 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%
 - f. 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%
 - g. 3年以上4年未満 約定利率×80%
 - h. 4年以上6年未満 約定利率×90%
- ⑤ 預入日の7年後、8年後、9年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - a.6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - b.6か月以上1年未満 約定利率×20%
 - c. 1年以上1年6か月未満 約定利率×20%
 - d. 1年6か月以上2年未満 約定利率×30%
 - e. 2年以上2年6か月未満 約定利率×40%
 - f. 2年6か月以上3年未満 約定利率×50%
 - g. 3年以上4年未満 約定利率×60%
 - h. 4年以上5年未満 約定利率×70%
 - 11.4 中以上3 中不個 利足利学入70%
 - i. 5年以上6年未満 約定利率×80%j. 6年以上9年未満 約定利率×90%
- ⑥ 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - a.6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - b. 6か月以上1年未満 約定利率×10%
 - c. 1年以上1年6か月未満 約定利率×10%
 - d. 1年6か月以上2年未満 約定利率×20%
 - e. 2年以上2年6か月未満 約定利率×20%
 - f. 2年6か月以上3年未満 約定利率×30%
 - g. 3年以上4年未満 約定利率×40%
 - h. 4年以上5年未満 約定利率×50%
 - i.5年以上6年未満 約定利率×60%
 - j.6年以上7年未満 約定利率×70%
 - k. 7年以上8年未満 約定利率×70%
 - 1.8年以上9年未満 約定利率×80%
 - m. 9年以上10年未満 約定利率×90%
- 6. この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
- 7. (保険事故発生時における預金者からの相殺)
- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、つぎの手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳(証書)は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、つぎのとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以 上

(2019.10.1 現在)